⑻　関連情報を入手するための照会窓口　3⑴に同じ。
⑼　共同企業体としての認定及び一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　共同企業体としての資格の認定及び2⑶に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も3⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の認定を受けなければならない。
⑽　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hareaki Seki, Director, National Hospital Organization Iwaki Hospital
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work for National Hospital Organization Iwaki Hospital
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 P.M. December 9, 2016
⑸　Time-limit for the submission of tenders : 10 : 00 A.M. January 13, 2017 (Tenders delivered by mail 5 : 00 P.M. January 12, 2017)
⑹　Contact point for the notice : Takeo Nochi, Task Leader, National Hospital Organization Iwaki Hospital, 291 Todoro Toyoma Taira Iwaki-shi Fukushima-ken 970―0224, Japan. TEL 0246―55―8261 ext. 203

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成28年11月24日
独立行政法人水資源機構契約職
副理事長　佐藤　具揮

◎調達機関番号　563　◎所在地番号　11
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　豊川用水二期東部幹線併設水路赤羽根下流工区工事
⑶　工事場所　愛知県田原市赤羽根町字野添原地内外
⑷　工事内容　入札説明書のとおり
⑸　工期　契約締結の翌日から1,300日間
⑹　総価契約単価合意方式の適用
①　本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。
②　本方式の実施方式としては、
イ　単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。ロにおいて同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）
ロ　包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、①の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。
③　受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。
④　その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。
⑺　工事実施形態
①　本工事は、入札時に価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。
②　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
③　本工事は、調査基準価格を下回る額の入札があり、低入札価格調査を実施した後、調査基準価格を下回る額で入札した者と契約を締結した場合は「低入札工事における出来高部分払方式」を適用する試行工事である。
④　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づく分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
2　競争参加資格　次に掲げる条件を満たしている者であること。
⑴　以下の各号に該当しない者であること。
①　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
②　独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注した工事の請負契約において、本入札公告の日から過去2年以内に次の㋐から㋗までのいずれかに該当する事実があると認められる者
㋐　契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にした事実
㋑　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実
㋒　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実
㋓　監督又は検査の実施に当たり、役員又は職員の職務の執行を妨げた事実
㋔　正当な理由なくして契約を履行しなかった事実
㋕　受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実
㋗　㋐から㋕までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した事実
③　機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者
④　会社更生法（平成14年法律第154号。以下同じ。）に基づく会社更生手続きの開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号。以下同じ。）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
⑤　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑥　営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者
⑵　当機構における平成27・28年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち土木一式工事の認定を受けていること。
⑶　当機構における一般競争（指名競争）参加資格業者のうち土木一式工事の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,250点以上であること。（上記の再審査に係る認定を受けた者にあっては、再審査に係る認定の際に、客観点数が1,250点以上であること。）
⑷　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る再認定を受けていること。
⑸　本公告時に一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者についても、一般競争参加資格確認申請書及び一般競争参加資格確認資料（以下「確認申請書等」という。）を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑹　経常建設共同企業体及び事業協同組合等として確認申請書等を提出した場合、その構成員は、単体として確認申請書等を提出することはできない。
⑺　入札説明書に記載する条件を満たす施工実績を有すること。
⑻　入札説明書に記載する条件を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を契約締結の翌日から工事に専任として配置できること。
⑼　確認申請書等の提出期限から開札時までの期間に、当機構から『工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下『指名停止措置要領』という。）』に基づき木曽川水系及び豊川水系関連区域において指名停止を受けている期間中でないこと。